

2025年度①

刑 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入ください。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りください。

刑 法①

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

- I 次の【事例】を読み、自招危難の場合の緊急避難規定（刑法37条1項本文）の適否に触れたうえで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい（「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」以外の特別法違反の点は除く）。

【事例】

- 1 甲は、タクシー運転手として某日午後9時30分ごろ、自己のタクシーを運転して幅員8メートルの二車線道路を走行中、自車左側に停車中の貨物自動車の横を通行する際に、貨物自動車の背後から人が出てくる可能性があったにもかかわらず徐行してその安全を確認することなく、時速約40キロメートルで通過した結果、上記貨物自動車の背後から飛び出してきた12歳の少年Aとの衝突を回避するため、自車のハンドルを操作して自車を右方向に転把したところ、そこにいたAの祖母B（62歳）に自車を衝突させ、その結果Bを死亡させた。
- 2 甲がAを発見した時点では、周囲の状況から、Aとの衝突を回避するには自車を右に転把するよりほかに方法がなかった。また、この時点で甲が自車を右に転把しなければAを死亡させる危険が十分にあった。しかし、甲が貨物自動車の横を通行する際に徐行して安全を確認していれば、AもBも死亡させることはなかった。

〔設問1〕

上記の【事例】において甲がBの存在に気づいていなかった場合の甲の罪責について論じなさい。

〔設問2〕

上記の【事例】において甲がBの存在に気づいており、自車を右に転把すれば衝突によりBを死亡させるおそれがあると気づいていた場合の甲の罪責について論じなさい。

* 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

II 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について、答えなさい。(特別法違反の点は除く)。

【事例】

- 1, 本件山林は、Aが所有していたところ、AからBに対して代物弁済として所有権を移転するとともに引き渡された。その後本件山林の所有権は相続によりBからVに移転したが、登記簿上は依然としてAの登記のままであった。
- 2, 甲はAの子であり、乙は本件山林及び周辺山林の買収をCから依頼されていたものである。乙は本件山林を取得しようとして調査したところ、本件山林はVが所有・管理していることが分かったが、当該山林の登記簿上、本件山林の所有者の登記がAのままであることを知るに至った。そこで、乙は本件山林の登記簿上の所有名義がAにあることを利用して、Aの相続人である甲から本件山林を取得することを企てた。乙は甲宅を訪れ、本件山林の売却方を依頼したが、甲は本件山林は借金のカタにBにくれてやったものであるから売却することはできないと断った。
- 3, そこで、乙は甲に法律的知識がないことや、甲が経済的に困窮していることを知っていたことから、「あの山はあなたの名義になっているし、借金も担保も無効になっている」「Vにいくらかの金を渡してやれば文句は言わないだろう」「このことで裁判になっても自分が引き受けるから大丈夫だ」などと、執拗かつ言葉巧みに申し向けたところ、ついに甲は本件で何かあっても乙が面倒を見てくれるのだらうと信じて、乙に売却することを決意した。
- 4, 乙は甲に土地代金を支払い必要な書類等を甲から受け取ったうえで、Cに転売し中間省略登記によりC名義の所有権移転登記を行った。